福岡市水道局会計年度任用職員 職務の概要

⑨水質管理専門員

| 挳 | 用予定。 | 人数 | 1人 |
|----------|----------------|---|---|
| J.T. | /13 3 2 2 | · • • • • • • • • • • • • • • • • • • • | ・ |
| | | | ①普通自動車運転免許を有する人(日常的な運転に支障がない人) |
| | | | ②パソコン操作ができる人(ワード・エクセル等) |
| | | | ③任用期間を通じて職務に従事することができる人 |
| | | | ④地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人 |
| | | | 【地方公務員法第16条(抄)】 |
| | | | ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがな |
| 応 | 募資 | 格 | くなるまでの人 |
| | | | 、なるよくの人 ・福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 |
| | | | ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力 |
| | | | で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 |
| | | | 一、 |
| | | | ⑤日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する(見込み |
| | | | がある)人 |
| | | | |
| 職 | 務の概 | c 366 | 「別では、現代では、日本のでは、「は、日本のでは、「は、日本のでは、「は、日本のでは、「は、日本のでは、「は、日本のではは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日 |
| 相以 | 495 UJ 109 | 5 安 | 関する相談、同い合わせ及び舌情対応素榜、水垣水真に関する印式等への説明云の美 施及び補助、その他付随する業務で所属長が必要と認める業務 |
| | | | 施及い補助、その他的関する業務で所属をか必要と認める業務 |
| 勤 | 務場 | 所 | 福岡市水道局伊水部水道水真センター (福岡市南区塩原4丁目27番1号) |
| 恭長 | 務 | | 週4日勤務(月曜日から木曜日まで) |
| <u>勤</u> | 175 | <u> </u> | <u>週4日勤務(月曜日から</u> 小曜日まて) 金土日祝日・年末年始(12月29日から翌年1月3日) |
| 111 | | P | - 塩土口が口・千木牛炉(12月29日から五牛1月3日) - 週の勤務時間:27時間30分 |
| 益長 | 務時間。 | D. 7 C | 1日の勤務時間 月~水曜日:原則午前8時45分から午後5時まで |
| 弘 休 | 想 時 | 間 | 木曜日:原則午前8時45分から午後3時30分まで |
| N. | स्ट्रिस मज | [P] | 休憩時間:正午から午後1時まで |
| 時 | 間 外 勤 | 務 | 有 |
| Hel | | 177 | 19 19 19 19 19 19 19 19 |
| 給 | | 料 | // 18164, 251 1/2 1/3 |
| #H | | ብግ | 員を含む) として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。 |
| 期 | 末・勤勉・ | 手 当 | 期末・勤勉手当:年2回(6月、12月)在職期間に応じて支給します。 |
| 交 | 不 · 助 虺 · 通 | 丁.ヨ 費 | 粉木・ |
| | の他諸号 | | 条例、規程等の定めるところにより、時間外勤務手当などが支給されます。 |
| | | | 任用期間に応じて年次有給休暇(1年間に最大16日)を付与します。 |
| 休 | 暇 | 等 | その他、育児、介護等に係る休暇制度があります。 |
| | | | 任用期間に応じて健康保険(福岡市職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険、労 |
| 社 | 会 保 険 | 等 | 近角朔間に応じて健康体験(個両巾職員共貨組合)、学工中並体験、雇用体験、カー 災保険の適用があります。 |
| 公 | 務 | 害 | 労働災害補償については、労働者災害補償保険法による補償制度が適用されます。 |
| | X | | 地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。(服務の宣誓、法令及び上 |
| 服 | | 務 | 一司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政 |
| 加以 | | 171 | 当の極効工の前でに使り義務、信用大空行為の禁止、分極義務、極務等心義務、政 治的行為の制限、争議行為等の禁止) |
| | | | ・給与支給日:毎月20日(ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手 |
| | | | ・福子文福日・番月20日(たたし、時間が勤務于日などの美額に応して文福する子 当については翌月20日) |
| そ | Ø | 他 | ヨに ラン・くは立方 20日 ・採用までに関係条例、規程等の改正が行われた場合は、その定めるところにより |
| | | | 変更します。 |
| | | | 久久 しゅ プ。 |